

加東市地域公共交通活性化協議会について

1 設置目的

加東市地域公共交通活性化協議会は、地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置します。

2 所掌事務

加東市内における公共交通の利便性向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指し、加東市地域公共交通網形成計画の推進状況の確認や、加東市に必要な輸送サービスの導入の是非や運用形態、経路、運賃等を協議いただきます。

3 組織

- (1) 委員数 27人
- (2) 任期 2年
- (3) 構成 交通事業者、行政機関の職員、学識経験者、各種団体から推薦をいただいた方、公募で選ばれた方

4 会議の公開

(1) 会議の傍聴について

ア 加東市地域公共交通活性化協議会は、「加東市の会議の公開に関する指針」に基づき、公開とします。

イ 会議の公開は、傍聴を希望する方に傍聴を認めることにより行います。

ウ 会議の傍聴に関する事項は、「加東市の会議の傍聴要綱」に基づきます。

(2) 会議録の作成について

ア 会議録は、「加東市会議録作成規程」に基づき、要点筆記で作成します。会議録作成のため、ICレコーダーで会議を録音することがあります。

イ 会議録の署名は、会長及び副会長が行います。

(3) 会議録等の公開について

ア 会議録確定後、市のホームページで公開します。ただし、委員の氏名など発言委員を特定できる内容（議長職としての発言及び議事進行に係るものを除く。）は、非公開とします。

イ 会議録とあわせて、会議資料を公開します。

ウ 委員名簿は、市のホームページで公開します。

加東市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画（以下「形成計画等」という。）の策定並びにこれらの実施に関し必要な協議を行うため、加東市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、兵庫県加東市社50番地加東市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- (3) 形成計画等の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 形成計画等の実施の協議及び連絡調整に関すること。
- (5) 形成計画等に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）に規定する生活交通ネットワーク計画の策定及び変更に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査委員1人

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長及び監査委員は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議（以下、「会議」という。）において報告する。

（会議）

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者は、委員とみなす。

4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、成立しない場合においては多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（傍聴）

第8条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議の内容に個人情報が含まれる場合又は公開により公正かつ円滑な会議運営が阻害されると認められる場合は、会議の全部又は一部について非公開とするものとする。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（協議結果の取扱い）

第9条 協議会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（軽微な事項の変更）

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更については、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることにより、行うことができる。

（分科会）

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討及び事業の実施等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（事務局）

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、加東市地域公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、加東市職員のうちから会長が定めた者をもって

充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(報償及び費用弁償)

第16条 委員等は、会議に出席したときは、報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が協議会に諮って定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年3月30日から施行する。

別表(第4条関係)

一般乗合旅客自動車運送事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者
鉄道事業者
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長又はその指名する者
兵庫県社警察署長又はその指名する者
市民及び地域公共交通の利用者
学識経験者
市長又はその指名する者
その他協議会の運営に必要と認める者

加東市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市地域公共交通活性化協議会規約第12条第4項の規定に基づき、加東市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局長は、加東市公共交通担当課長をもって充てる。

2 事務局員は、加東市公共交通担当課職員をもって充てる。

(事務の専決)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、加東市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、加東市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法（ミリメートル）	用途	個数	管理者
加東市地域公共交通活性化協議会長印	加東市地域 公共交通 活性化協 議会長印	てん書	正方形21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

加東市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、加東市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、加東市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入と、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに加東市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、加東市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 事務局長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、事務局長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、加東市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第6条第4項の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに加東市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

加東市地域公共交通活性化協議会報償及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第16条第2項の規定に基づき、加東市地域公共交通活性化協議会の委員及び規約第7条第5項の規定により会議に出席した者（以下「委員等」という。）の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 委員等の報償は、日額8,000円とする。ただし、次に掲げる委員等については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員である委員等
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員等

(費用弁償の額)

第3条 委員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員等については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、加東市の例によるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。